

第3回総会（平成29年4月17日）

東北地方年金記録訂正審議会

資料 2

議題 1

会長の選任について

○厚生労働省令第八十三号

平成二十七年四月十日

地方年金記録訂正審議会規則（抜粋）

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。